

成分属性

対原料的技術要求

原料に対する技術要求

食品原料

この抽出物は更に詳細な説明資料が必要です。
CAS 番号では、この抽出物はセラミド (ceramide) という成分を示していますが、セラミド (ceramide) の濃度が 90% を超える場合、米胚芽抽出物とは呼ばれません。直接的にセラミド (ceramide) と呼ばれることとなります。現在、セラミド (ceramide) 成分は食品や食品添加物ではありませんので、セラミドの場合、食品新原料、もしくは保健食品原料として申請することが必要です。

この抽出物の詳細について、更に資料があれば提出をお願いします。

| | | | | |
|-------------------------------------|---|--------------------------------|--------------|--|
| <p>αシクロデキストリン</p> | <p>α-Cyclodextrin</p> | <p>α-环糊精</p> | <p>食品添加物</p> | <p>成分表では、7585-39-9 は β-シクロデキストリンのCAS 番号です。もう一度確認をお願いします。ただし、αシクロデキストリンでも、βシクロデキストリンであつても問題にはなりません。</p> |
| <p>二酸化ケイ素(非結晶)</p> | <p>Silicon dioxide</p> | <p>二氧化硅</p> | <p>食品添加物</p> | <p>GB 25576-2010 食品安全国家基準 食品添加物 二酸化ケイ素</p> |